

第1章

インターネット社会の人権侵害



企業内 人権啓発研修会
60分コースを想定

インターネットでの写真の 悪用によるプライバシー侵害

①ファイル交換ソフトからの個人情報流出

- ファイル共有ソフトを使っているPCがウィルスに感染
- PCのデータがファイル共有ネットワークに流出
- 心無い人がデータをインターネットの掲示板に転載
- 集団ストーキング的な「祭り」が始まる
- 騒ぎが大きくなり一般のメディアにまで拡大
- 流出画像を集めて有料で閲覧させる商業サイト登場

接続ノードの状況



被害救済上の問題点

- 掲示板管理者が不在で削除依頼が無視される
- 国外の管理者だと法務省による救済対象外となる
- わいせつ画像は海外サーバーでは削除依頼が困難
- 削除に要する時間より、2次転載されるスピードのほうが早い

ウイルスなどが介在して不正に取得された個人情報を意図的に拡散させる行為に対する法整備や規制強化が必要

■ グーグル「ストリートビュー」



グーグル「ストリートビュー」の問題点

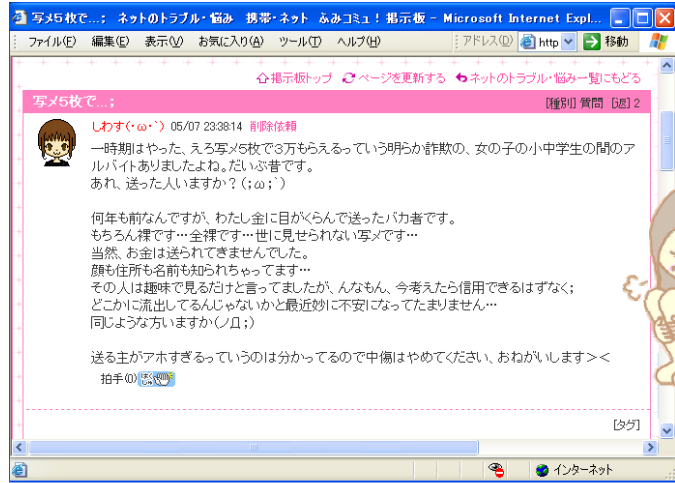
- ストリートビューは多数の市民を根こそぎ撮影している。
- 撮影場所が特定できる状態で長期間画像がされる
- ネットに詳しい人もそうでない人も、写される可能性は同じなのに、グーグルの削除申請方法はネットを使わない人への配慮に欠ける。
- プライバシー情報を先に公開し、抗議があったケースだけ事後的に対応するオプトアウト方式

福岡県弁護士会が中止求める声明送付

- 判例では、公道であっても、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もその承諾なしにみだりに容貌・姿態を撮影されない自由(肖像権)が認められている。
- 遠隔地の画像を簡単に見られるという便益はあるものの、「多数の市民に対するプライバシー権侵害を強いても仕方が無いと言えるほどの対立利益があるとまでは言えない。」
- すべての被害者が問題画像に気づく保証は無く、削除されたとしても2次利用被害がありうるし、最初からプライバシー侵害がなかったことにはならない。

写真の無断使用による人権侵害

えろ写メ5枚で3万円・・・



写真の無断使用による人権侵害

画像投稿掲示板への転載



なし エロ写メ@名無し 返信 07/04/29(日)06:48:26



なし エロ写メ@名無し 返信 07/04/29(日)06:48:16



写真の無断使用による人権侵害

プロフへの悪用例



写真の無断使用による人権侵害

プロフに女子中学生の裸掲載... 19歳少年を逮捕 2009/02/12

ネットで知り合った女子中学生の裸の画像を「プロフ」に掲載したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いで、横浜市の専門学校の少年(19)を逮捕。

少年は2007年9月から昨年2月にかけて、山梨県内の当時中学1年の女子生徒の裸の画像計20数枚をプロフに掲載した。

少年はインターネットのゲームサイトで女子生徒と知り合い、携帯電話で送らせた顔写真をもとに、「出会い系サイトに顔写真を掲載されたくなければ裸の画像を送れ」と脅していたという。

第2章

子供をめぐる ネットいじめの現状

ネットいじめの現状



ネットいじめの末に、最悪の結末を迎えるケースも

いじめ動画、ネット流出



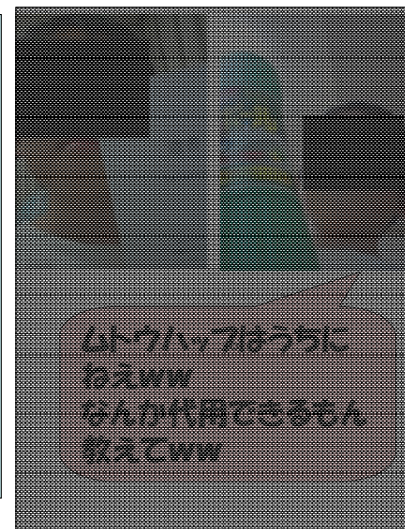
小学校の六年生 自殺予告

夏のVIP戦士®全振人気トナメ開催中：

遺書 平成2008年6月16日

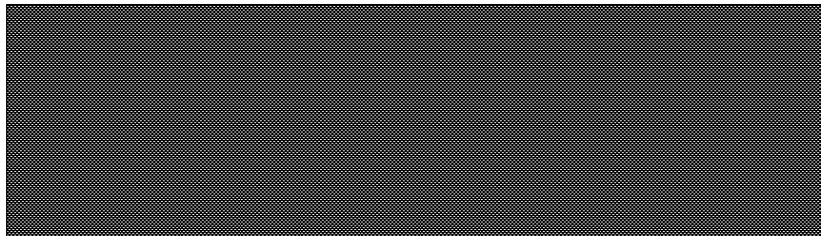
なんだかもう加藤はさんざん人を随れても体罰もないし、先生はあんまりおこらんし 斉藤はひとをおちょくってもぜんぜんしかられないし **しんだほうがらくじゃないっすかw**
本当のことも知らないやつが斉藤は悪くない悪くない言うし

なんか学校ってくだらないですね。いくら先生に言っても、所詮学校内のことだから、いじめっこはのさばるし。だから**社会に警鐘をならしたいんで、しにますねーw**



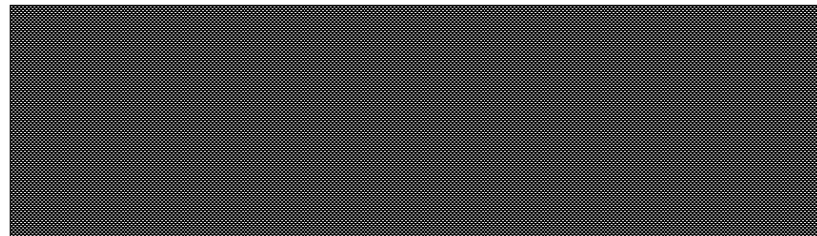
中3女子生徒が侮辱罪で家裁送致

2007年10月末、中学3年の女子生徒が、貨物列車に身を投げて自殺した。女子生徒は自殺の1か月半前、携帯電話のサイトに匿名で開いていたブログに、こんな書き込みを残していた。



中3女子生徒が侮辱罪で家裁送致

女子生徒が「死にたい」と書いた日、親しい友達しか知らないはずのブログに匿名で書き込みがあった。



中3女子生徒が侮辱罪で家裁送致

2008年2月下旬、ブログに「台無し」などと書き込んで同級生を侮辱した女子中学生が、**侮辱罪**で家庭裁判所へ書類送致された。



学校裏サイトリンク集 - 全国webカウンセリング協議会

<http://www.web-mind.jp/gus/>



個人名を記載した中傷

名前: 桃華

名前: ぼによ へ

ぼによは黙ってろ。
てめえーに関係ねーだろ。つか、サイトに悪口かいて
なにがわりーんだよ。お前もこのサイトにきてんだ
から同じだろーが。わけのわかんねーこと言ってん
じゃねーよ。「ぼによ」とか、てめえーも偽名つかってん
じゃんか。自分のこととしてから言えよ、ぼーか。

名前: ぼによ

こんなサイト使って
悪口言ってる奴がいるから
世の中がどんどん変になってく
んだと俺もおもいますが??

名前: ぼによ

あゆかとか
おめえみたい
世の中がど
「ぶす」は「ぶ
ぶす仲間とし

こんなサイトで悪口
意味ねーだろが
言いてーんなら
本人に真正面向け
プスとかあー自分の
どでも言いたいわけ
死ねていうならあ
自分が死ねばー?

個人名を記載した差別的発言

名前: 〇〇

部族民の山、日林、〇〇ってまじでここに沢
山いんの？みんな同じ顔してるもんなー。

名前: 〇〇

あのゴキブリ達、まだ黙言ってんのか？
たぶんなまきや平和な鳥籠だけだね。

名前: 〇〇

ちなみに「部落民」ってのは、エタ、ヒンデ
ンで
〇〇
〇〇
部
為

教育委員会からの削除依頼の投稿

名前: 鳥取県米子市教育委員会 福田

鳥取県米子市教育委員会の福田と申します。
「あけじゅばん 全国中学校裏サイト」の中に個人名を書き込み 誹謗中
傷している内容があるとの連絡が市内中学校からありました。
該当のものは「鳥取・島根・岡山」の中の「後藤が在学中の橋本美香死
ね！」というところですが、このスレッド全てを削除していただき、よろしくお願
いいたします。

名前: 管理人@S

>あるさん

スレッドの削除の対応はしていません。

>鳥取県米子市教育委員会 福田さん
個人名と思われる部分を削除しました。

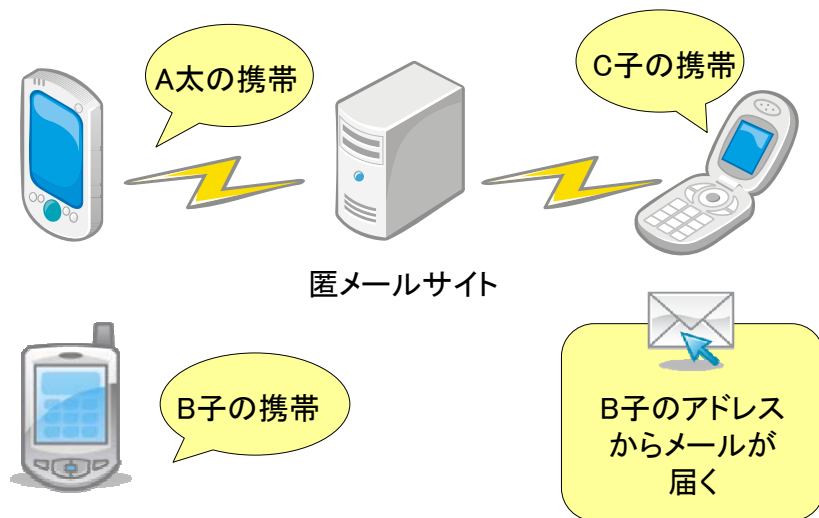
嫌がらせメール 中3男子逮捕

女子生徒に700回以上「死ね」などと嫌がらせメ
ールを送ったとして、奈良県警天理署は8日、同県天
理市の市立中学校に通う15歳の3年男子生徒2
人を県迷惑防止条例(※)違反容疑で逮捕した。

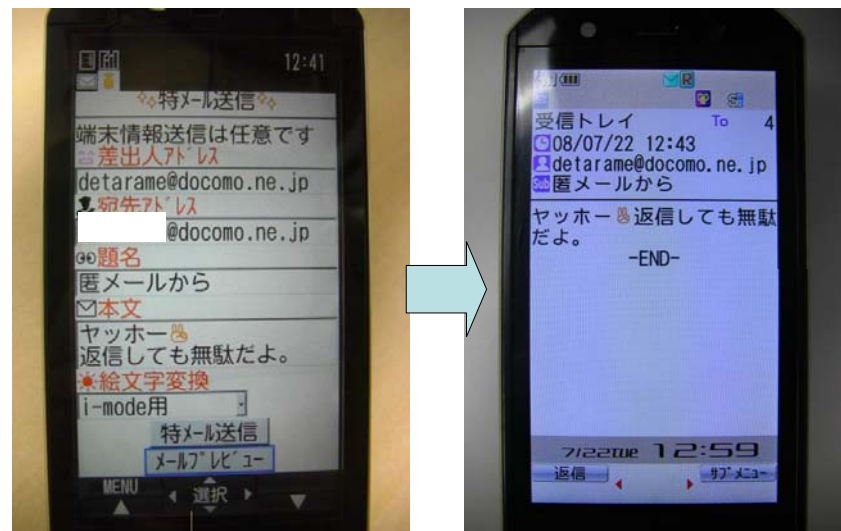


(電話等による嫌がらせ行為の禁止)

匿名メールをつかったなりすまし ～A太がB子になりすましてメール～

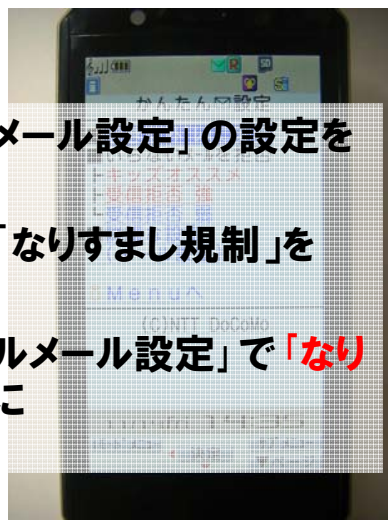


匿名メール送信サイト



なりすましメール防止策

- NTTドコモは「かんたんメール設定」の設定を「受信拒否 強」に
- auはメールフィルターの「なりすまし規制」を「規制する」に
- ソフトバンクは「オリジナルメール設定」で「なりすましメール拒否設定」に



児童への指導上の注意点！

- いじめに遭っていて、その仕返しで掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、安易に加害者と決めつけず、事件の背景について綿密に調べるなど適切な対応が必要

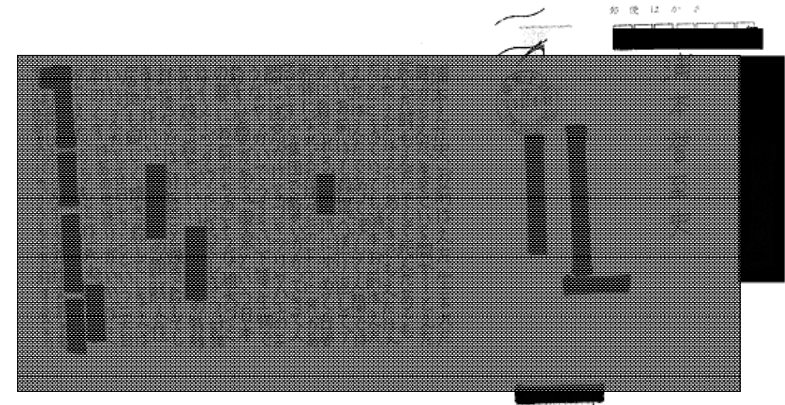


第3章

インターネットによる差別的書き込みの現状と考察

連続・大量差別ハガキ事件

2003年5月～2004年10月までの約550日間にわたって東京を中心に全国の被差別部落出身者やハンセン病元患者、障害者などが悪質な差別を繰り返された事件。

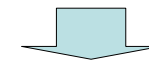


インターネットが広げる事件の「傷」

- 浦本、エタヒニンのくせに訴えてんじゃねーよ
- 部落民を差別して何が悪いの？部落民で差別されるために生まれてきてるんでしょ？
- 本当に悪いのは浦本だろ。生活保護不正受給中。S君はやめるように忠告しただけなのに浦本が暴力団の力で脅迫した。
- やっぱりB地区のやつらって汚い。差別されて当然。
- 表現の自由は何よりも大切です。はがきを書いただけで懲役2年というのはいくら何でも重すぎます。部落差別は法律で禁じられていないわけだし、今回の裁判はあまりに政治的で不当だと思います。
- 部落に生まれたのは別に誰のせいでもないだろ。恨むんなら運命を恨めよ。

S氏とネット書き込み者の共通点

- 差別する者の中に「実体験にもとづく具体的な部落像」がなく、あるのは「漠然とした偏見」や「ネットや本で知った部落像」のみ。
- 無知ゆえの加害、自分よりさらに弱い者や社会的に避難されている者への単なる八つ当たりによる鬱積晴らし。



被害者にとって差別がどんなに辛く苦しいことか気付かないし、罪の意識も全くない。そのため犯行は非人間的で熾烈かつ無残なものになる。

玉石混交の情報

- 嘘と真実が混在し、一体化している。これがネットの特性。
- 「嘘」に「真実」で対抗しても、第三者から見たらどっちが真実か分からない。

削除は最善の対処法か

- ネット上の差別発言は削除すればその場は収まるかもしれないが、発言者の実社会での認識を改めない限り書き込みは繰り返される。

課題と現状

- インターネット上の膨大な量の差別的書き込みへの監視には限界がある
- 啓発書込や削除要請に対する反撃による反撃)
- 電子掲示板における差別的表現の流布スピードに対応しきれていない
- 表現の自由と削除基準との整合性を図ることが困難

落書きなら見つけた人が消せるが、ネット上の書き込みはそうはいかない

プロバイダ責任制限法の限界

■プロ責法の対象

自己の権利を侵害されたとする者の範囲＝「自然人、法人、権利能力なき社団」



特定属性(特定地域)や特定の属性に帰属する不特定多数の者の権利は対象外

被差別部落地域の情報公開

ハンセン病患者への中傷

部落出身者への中傷

HIV感染者への中傷

在日外国人への中傷

すべて対象外

第4章

発信者特定に向けての問題

ii 発信者の特定

発信者の特定手段

● 刑事事件

侮辱、名誉毀損

脅迫

業務妨害

不正アクセス

捜査関係事項照会（任意捜査）

捜索差押え許可状（強制捜査）

● 民事事件

プライバシー、肖像権侵害

侮辱、名誉毀損

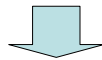
発信者情報開示請求（プロバイダ責任制限法第4条）

弁護士会照会

プロバイダ責任制限法第4条 発信者情報開示関係ガイドライン

情報開示に向けてのプロセス

- ① 請求者の本人確認
- ② 発信者情報の保有の有無の確認
- ③ 発信者の意見聴取
- ④ 権利侵害の明白性の判断
- ⑤ 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由



開示・不開示の判断

プロバイダ責任制限法第4条 発信者情報開示関係ガイドライン

① 請求者の本人確認

- ・押印は3カ月以内の印鑑証明を添付
- ・運転免許証パスポートなどの本人確認資料
- ・代理人請求の場合は委任状を添付
- ・委任状には実印と印鑑証明が必要

問題点

弁護士からの請求に対して、訴訟に必要な以上の本人確認は必要ないのでは？

② 発信者情報の保有の有無

- (1) 法第4条では、開示の対象となる発信者情報はプロバイダ等が保有するものに限定されている(法第4条第1項)。そこで、プロバイダ等は、開示を請求されている発信者情報を保有しているか否かについて、速やかに確認することとする。
- (2) 確認した結果、プロバイダ等が当該発信者情報を物理的に保有していない場合又は発信者情報の特定が著しく困難な場合には、請求者に対し、発信者情報を保有していないため開示が不可能であることを書式⑤により通知することとする。

問題点

権利侵害に係るログがなければ開示は出来ないが、ログの保存義務はない。

抹消禁止の仮処分を取るには多大なコストがかかる。



ログの保存について立法的な解決が必要

③ 発信者の意見聴取

- 原則として、開示するかどうかについて発信者の意見を聴かなければならない
- ただし、プロバイダ等が保有している発信者情報によっては、発信者に対して意見聴取をすることが不可能又は著しく困難な場合には意見聴取を行わないでよい
- また、請求者の主張する事実関係及び証拠資料によっては、情報の流通により権利が侵害されたとは認められないことが明確に判断できる場合にも意見聴取を行わないでよい

問題点

**発信者に意見聴取をすることで
被害者の請求を知ることとなり
証拠隠滅の機会を与えてしまう**

④権利侵害の明白性の判断

●プライバシー侵害事案の場合

- ① 他人の氏名や住所など個人を特定する情報を掲示板などに勝手に書き込む行為
- ② 個人を名指して病歴や前科を公開する行為



当該情報の公開が正当化されるような特段の事情がうかがわれな限り、発信者情報の開示を行うことが可能

④権利侵害の明白性の判断

●名誉毀損事案の場合

権利侵害に係る客観的事実のほか、違法性阻却事由の存在を窺わせるような事情が存在しないことを要件として判断する



ただし発信者に意見照会を行って、一定期間(二週間)経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱う

複数の記事にまたがる場合

376 名前:名無しさん@九周年 :
2009/01/27 (火) 02:38:36

山本太郎

377 名前:名無しさん@九周年 :
2009/01/27 (火) 02:46:17

童話

378 名前:名無しさん@九周年 :
2009/01/27 (火) 02:59:46

強姦で前科1犯

すべての記事を合わせてはじめて権利侵害となるケース。
同一人物が書いたのかどうかは発信者情報を確認しなければ分からない

⑤ 発信者情報の開示を受ける正当理由

- ① 損害賠償請求権の行使のためである場合
- ② 謝罪広告等名誉回復措置の要請のため必要である場合
- ③ 差止請求権の行使のために必要である場合
- ④ 発信者に対する削除のために必要である場合



訴訟を前提としている場合のみ開示

まとめ

- インターネットによる人権侵害は、加害者に圧倒的に有利な環境で、被害者には削除の点でも加害者の特定の点でも不利な状況。
- 法的な規制に際しては、IT業界による抵抗が強く、業界の自主的取組に委ねている現状
- 国際的な枠組みで対応を検討する必要がある

発信者情報開示の立法的課題

- 「明白性」要件の見直し
訴訟以上の立証責任を負わせるのは酷
- 任意開示した場合の免責規定創設
免責がないと事実上開示が不可能となる
- 発信者に対する通知を要さない場合の創設
証拠隠滅の機会を与えない必要性
- 開示の不当拒否に対する措置命令
間接強制無視に対する強制措置が必要

END

